

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和八年一月一日から三月三十一日までとする。

令和八年五月十五日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（債務の免除 該当なし、その他 十九件）
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
十億六千十一万七千円
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 宮城県沿岸部の食品製造業者（震災により本社工場が損壊）
- 二 岩手県沿岸部の製造業者（津波により設備が浸水し一時休業を余儀なくされた）
- 三 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により施設・設備が全壊し、在庫も流出）
- 四 静岡県の商品卸売販売業者（商品の出荷自粛・自主回収要請により売上激減）
- 五 福島県中通りの食品小売業者（風評被害による観光客の減少により売上が減少）
- 六 宮城県沿岸部の小売業者（津波により現金、備品が流出、商品が浸水）
- 七 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が全壊し、機械等設備も滅失）
- 八 福島県浜通りの小売業者（震災により建物が増壊）
- 九 茨城県の食品製造業者（震災により建物が増壊）
- 十 宮城県沿岸部の小売業者（震災により工場等が増壊）
- 十一 宮城県沿岸部の設備工事業者（津波により事務所等が増壊）
- 十二 宮城県沿岸部の造船修理業者（津波により本社工場・倉庫・設備・在庫が全壊流出）
- 十三 宮城県沿岸部の小売業者（震災により店舗が増壊）
- 十四 福島県浜通りの水産加工業者（津波により工場、設備が増壊、在庫が滅失）
- 十五 宮城県沿岸部の小売業者（津波により店舗等が増壊、商品等が流出）
- 十六 宮城県沿岸部の運送業者（津波により車両流出、本社建物が一部破損・浸水）
- 十七 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社工場が全流出）
- 十八 宮城県沿岸部の宿泊業者（震災により建物が増壊、備品が流出）
- 十九 宮城県沿岸部のバス事業者（津波により所有する業務用バスが全て流出）
- 二十 福島県浜通りの自動車整備業者（震災により事務所が倒壊したほか、設備及び在庫が増壊。一時営業停止等により売上が減少）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

八億七千七百七十三万五千円